

## よくある質問(FAQ)

### 殺虫剤が検出された卵に関する FAQ

#### Q1. 今回検出されたフィプロニルとビフェントリンはどんな物質でしょうか?

- (フィプロニル) 鶏を含む家畜に使用が禁止されており、ペット用犬、猫の蚤、ダニの駆除に使用される。アメリカ、ヨーロッパでも同じ用途で使用される。  
-フィプロニルのコーデックス基準は飼料を食べた家畜に残留し得る量を考慮して設定されており、韓国の場合、コーデックス基準値 0.02 ppm を適用。
- (ビフェントリン) 空の鶏舎のダニ(ワクモ)駆除に使用され、飼料を食べた家畜に残留し得る量を考慮して、残留許容基準を 0.01 ppm に設定。

#### Q2. フィプロニルが検出された卵の摂取は、危険ですか?

- ドイツ連邦危害評価院が 8 月 5 日に発表した結果によれば、卵からフィプロニルが 0.051 ppm が検出されても、子供を含む消費者グループから急性的な健康への危険性は生じないと発表。
- 食品医薬品安全処も諸外国の危害評価資料を参考にし、今回検出された物質に対する危害評価を実施予定である。

#### Q3. これまで国内産卵について殺虫剤等に対する検査を実施したのですか?

- 昨年、メディア及び報道機関と国会(キ・ドンミン議員室)で国内鶏農家の殺虫剤散布及び食品安全性問題が提起され、
- 昨年と今年、卵 120 件についてフィプロニル等 27 種に対する検査を行ったが、検出事例はなかった。

#### Q4. 殺虫剤に汚染された卵を販売した農家及び業者はどのような処分を受けるのですか?

- 管轄地方自治体では、該当農家に対して告発措置を行い、殺虫剤に汚染された卵を販売した業者に対しても「畜産物衛生管理法」により処分する予定である。
- (フィプロニル検出) 「畜産物衛生管理法」第 33 条により有毒・有害物質が含まれている、付着している又は、その恐れがあるものを販売した場合、
  - (罰則) 10 年以下の懲役又は、1 億ウォン以下の罰金
  - (行政処分) 初回で営業所閉鎖

- (ピフェントリン検出) 「畜産物衛生管理法」第 4 条に基づき、畜産物の基準・規格に違反した場合、
- (罰則) 3 年以下の懲役又は、5 千万ウォン以下の罰金
  - (行政処分) 初回: 警告、2 回目: 営業停止 5 日、3 回目: 営業停止 10 日

**Q5. ヨーロッパで殺虫剤(フィプロニル)に汚染された卵問題が広がっているが輸入卵及び卵加工品は安全なのですか?**

○ヨーロッパを含む全ての国産卵・卵加工品・鶏肉に対し、“フィプロニルを含む殺虫剤 27 種”について精密検査\*を実施し、安全が確認された製品のみを通関する。

\*検査期間 (3 ヶ月) の間、輸入件数ベースで国別・品目別で 5 回の検査

○卵から殺虫剤が検出された 3 ヶ国(オランダ、ベルギー、ドイツ)から輸入された卵加工品は暫定的に流通販売中断した後、回収検査を行った結果、18 件全てで農薬が検出されず、問題なしと確認され、

○残りの国から輸入され流通中である卵・卵加工品に対しても回収検査を実施し、非適合時、回収・廃棄等の措置を行っている。

○さらに、殺虫剤が検出された卵や殺虫剤が検出された卵加工品を原料に使用した加工食品もまた、回収・廃棄対象である。

**Q6. 類似事例が発生しないように、今後いかなる措置を取る予定でしょうか?**

○農食品部と協力し、殺虫剤不法使用に対する、取締まり及び教育を強化し、生産及び流通段階の検査も引き続き推進する予定であり、

- 卵の安全流通のための食用卵選別包装業新設、産卵日時など情報提供の義務化等、制度改善を通じて類似の事例が発生しないようにする。

**Q7. 家庭にある卵の安全性はどのように確認するのですか?**

○卵殻に表示されている農場名(又は、生産者名)を通じて不合格農場の確認が可能  
-不合格を通知された農場情報は国民に公開中(食薬処ホームページ、'17.8.17~)

[http://www.foodsafetykorea.go.kr/portal/board/board.do?menu\\_grp=MENU\\_NEW02&menu\\_no=3496](http://www.foodsafetykorea.go.kr/portal/board/board.do?menu_grp=MENU_NEW02&menu_no=3496)

**Q8. 購入した卵が回収対象である場合、どのように処理するのですか?**

○購入先に返品すれば返金可能。

Q9. 韓国の卵の生産・消費量及び1人平均摂取量は?

- 韓国の卵生産・消費量は13,556百万個であり、1人当り消費量は年268個である(農林畜産食品部、2016年)。
- 韓国民の卵平均摂取量は1日27.52gである(国民健康栄養調査、2010~2015年)

Q10. 非適合卵で作った加工食品(パン、菓子など)はどのように処理されるのですか?

- 非適合卵を使用した加工食品は全量回収・廃棄する。

Q11. フィプロニルのような殺虫剤は動物の皮膚に散布するため、現在、動物の体内残留許容基準等が設けられていませんが、残留許容基準及び使用基準を定めなければならないのではないのですか?

- 現在フィプロニルはコーデックスが卵に0.02ppmと設定しており、これを準用しているが、フィプロニルは家畜に使用してはならない農薬なので、農林畜産食品部と協議して非検出水準で管理する。

Q12. フィプロニルに汚染された採卵鶏が食用として市中に流通する心配はないですか?

- 非適合農場から食用として屠殺場に出荷される全採卵鶏について、検査官が農薬、抗生剤等の残留検査を実施するよう措置する。

Q13. 卵殻の生産者名表示は義務なのでしょうか? 表示された記号をどのように解釈すれば良いのですか?

- “畜産物の表示基準”で卵の卵殻に生産者名を表示することになっている。表示方法は、生産者名又は、生産農場名を表示したり、市道別の記号とともに生産者名の英文略字(英文3桁)、又は、生産者名を表す記号(数字3桁)を含む、合計5桁で表示されている。
- 例えばソウルに所在する‘ホン・ギルドン’が‘ホン・ギルドン農場’で生産した卵には‘ホン・ギルドン’、‘ホン・ギルドン農場’、‘01HGD’、‘01123’と表示される。  
※‘01HGD’及び‘01123’は最小包装単位(卵パック等)に表示する生産者名の後に括弧をして生産者名の英文略字(HGD)や生産者名を現わす記号(123)を表示する場合に可能
- 市道別記号はソウル特別市01、釜山広域市02から世宗特別自治市17まで定められており、食薬処又は、食品安全全国(식품안전나라)ホームページを通じて確認可能。

\*食薬処ホームページ→殺虫剤検出関連卵安全管理→カードニュース  
食品安全全国(식품안전나라)→殺虫剤検出関連卵安全管理(팝업업우)

インドウ) →カードニュース

[http://www.foodsafetykorea.go.kr/portal/board/board.do?menu\\_grp=MENU\\_NEW02&menu\\_no=3496](http://www.foodsafetykorea.go.kr/portal/board/board.do?menu_grp=MENU_NEW02&menu_no=3496)